

36協定集中講座

～ 時間外労働の上限を罰則付きで規制 ～

残業時間の上限は、月45時間、かつ、年360時間が原則です。特例による場合でも、できる限りこの水準に近づける努力が求められ、新たな指針に基づく助言・指導が行われます。

労働基準監督署に36協定書を提出するに当たり留意すべき事項を、ベテラン講師が分かりやすく解説します。

日時	2020年2月7日(金) 13:30～16:30 開場・受付開始 13:00
場所	野村證券(株) 渋谷支店ビル 5階セミナーホール(裏面地図参照)
内容	<p>■ ■ 主な解説予定テーマ ■ ■</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 働き方改革関連法施行スケジュール〈派遣の同一労働同一賃金が令和2年4月～適用に〉 ◆ 労働時間とはどこまでをいうか〈手持ち時間は労働時間になるか〉? ◆ ガイドラインに基づく労働時間の適正な把握とは〈自己申告制は認められる〉? ◆ 労働時間の状況把握とは〈管理職も時間管理が必要か〉? ◆ 安衛法の医師による面接指導の義務化とは? ◆ 法定労働時間と2暦日にわたる労働時間の考え方は? ◆ 法定休日は特定しておくべきか? ◆ 36協定の効果は? ◆ 時間外労働上限規制の内容は〈令和2年4月～中小企業も新上限規制適用に〉 ◆ 新たな特別条項の留意点とは? ◆ 新様式の36協定届の作り方のポイントとは? ◆ 健康確保措置はどれを選ぶ? ◆ 36協定の届出単位〈企業単位ではなく事業場単位〉 ◆ 過半数代表者の選任方法は? ◆ 働き方改革についての企業の取組について
講師	小磯優子氏 (OURS 小磯社会保険労務士法人代表・特定社会保険労務士)
受講料	<p>資料代・消費税込み 会員 4,000円 会員以外 6,000円 下記口座に1月31日(金)までに銀行振込にてお願いいたします。 振込先 三菱UFJ銀行 田町支店 普通 0397963 名義人 一般社団法人三田労働基準協会 お申込み後の取り消しは1月31日(金)までをお願いいたします。それ以降の取消しについては受講料を賜りますのでご了承ください。(振込手数料はご負担ください)</p>
申込方法 申込先	<p>【定員 100名】 裏面申込票にご記入のうえ、FAXでお申し込みください。お申込みFAXをいただきましたら、受講番号を付して、FAXにて返送いたします。 三田労働基準協会 FAX:03-3451-7692</p>
その他	この講習は渋谷、三田、大田、品川、新宿、池袋、向島労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は渋谷労働基準協会です。上記協会の会員は会員価格です。

受付日		受講番号	
-----	--	------	--

36協定集中講座 Fax 申込書 兼 受講票

● 実施日 2020年2月7日(金) 13:30~16:30 開場・受付 13:00 ●
 申込 Fax 送付先 一般社団法人三田労働基準協会 Fax 03-3451-7692

事業場事項欄	会員非会員の別	・ 三田協会員 ・ 品川・渋谷・大田・新宿・向島・池袋 協会員 ・ 協会員以外 (○を付して下さい)	
事業場名			
所在地			
申込担当者 部署・氏名	部署 氏名		
電話		Fax.(受講票返信用)	

受講者事項欄 (2名以上の場合、コピーしてお使い下さい)

ふりがな 受講者氏名	
---------------	--

注：講習当日本受講票を持参し、受付に提出してください。

個人情報は、研修目的以外に利用することはありません。

《会場案内図》

野村證券(株)渋谷支店ビル
 5階セミナーホール
 渋谷区渋谷 1-14-16

5階セミナーホールへは、支店
 正面左手の坂を上がりますと、
 ビル入口にエレベータがあり
 ます。

